第四十条の八第三項中「第三十二項第三号」を「第三十三項第三号」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第四項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第六十四項を同条第六十五項とし、同条第六十三項中「同項に規定する」を削り、「経営承継受贈者に」を「経営承継受贈者又は法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けている特例経営承継受贈者に」に、「同条第十五項」を「法第七十条の七第十五項」に、「部分に限る」を「部分に限り、法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む」に、「特例受贈非上場株式等の」を「対象受贈非上場株式等又は特例対象受贈非上場株式等（法第七十条の七の五第一項に規定する特例対象受贈非上場株式等をいう。以下この項において同じ。）の」に、「特例受贈非上場株式等に」を「対象受贈非上場株式等又は特例対象受贈非上場株式等に」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十二項中「特例株式等」を「対象株式等」に、「同号に係る部分に限る」を「同号に係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「同条第一項」を「法第七十条の七第一項又は第七十条の七の五第一項」に改め、「他の経営承継受贈者」の下に「又は特例経営承継受贈者（同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者をいう。次項において同じ。）」を加え、同項を同条第六十三項とし、同条第六十一項中「特例株式等（特例受贈非上場株式等）」を「対象株式等（対象受贈非上場株式等）」に、「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に、「当該特例株式等」を「当該対象株式等」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十項を同条第六十一項とし、同条第五十七項から第五十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五十六項第一号中「第五十九項」を「第六十項」に、「第五十八項」を「第五十九項」に改め、同項第二号中「第五十項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十五項を同条第五十六項とし、同条第五十四項中「第五十六項」を「第五十七項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十三項を同条第五十四項とし、同条第五十二項中「同条第一項」を「最初の同条第一項」に、「第五十六項第一号」を「第五十七項第一号」に、「の時」を「）の時（対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について、当該贈与の時前に法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時。以下この項及び第五十七項第一号において同じ。）」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十一項を同条第五十二項とし、同条第五十項中「第五十六項及び第五十九項」を「第五十七項及び第六十項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第四十九項中「第五十一項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十八項を同条第四十九項とし、同条第四十七項中「第三十五項又は第三十六項」を「第三十六項又は第三十七項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十六項を同条第四十七項とし、同条第四十五項を同条第四十六項とし、同条第四十四項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十三項を同条第四十四項とし、同条第四十二項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項中「第百二十八条第一項」を「第百二十五条第一項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十九項を同条第四十項とし、同条第三十八項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「限る」を「限り、法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十六項中「起算して」を「同日以後」に、「死亡した場合には」を「死亡した場合において、当該期間内に経営贈与報告基準日がないときは」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「同日以後五年を経過する」を「同条第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十五項第二号及び第三号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第四号中「第五十六項第一号」を「第五十七項第一号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十三項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十一項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項各号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「同条第一項」を「最初の同条第一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項第一号中「配当（の下に「最初の」を、「の時」の下に「（対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について、当該贈与の時前に法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時。次号及び第二十三項において同じ。）」を加え、同項第二号中「含み、」の下に「最初の」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項第一号イ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「贈与時特例受贈株式等」を「贈与時対象受贈株式等」に改め、同項第二号イ中「第二十六項」を「第二十七項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号ロ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「第二十六項」を「第二十七項」に、「第二十九項」を「第三十項」に、「贈与時特例受贈株式等」を「贈与時対象受贈株式等」に改め、同項第三号イ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「第二十七項」を「第二十八項」に改め、同号ロ中「贈与時特例受贈株式等」を「贈与時対象受贈株式等」に、「第二十八項」を「第二十九項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号ロ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号ロ中「贈与時特例受贈株式等」を「贈与時対象受贈株式等」に改め、同項第四号イ中「第二十八項」を「第二十九項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第五号イ中「第二十九項」を「第三十項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号ロ中「贈与時特例受贈株式等」を「贈与時対象受贈株式等」に改め、同項第六号イ中「第三十項」及び「同項」を「第三十一項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号ロ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「第三十一項」を「第三十二項」に、「贈与時特例受贈株式等」を「贈与時対象受贈株式等」に改め、同項第七号イ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「第三十一項」を「第三十二項」に、「贈与時特例受贈株式等」を「贈与時対象受贈株式等」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十四項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「贈与者」という。）又は当該特例受贈非上場株式等」を「贈与者又は当該対象受贈非上場株式等」に改め、同項第二号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、「第七十条の二の六第一項」の下に「、第七十条の二の七第一項」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十四項及び第十六項」を「第十五項及び第十七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六項各号」を「第七項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第三十三項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項第二号及び第三号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十七項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十項第一号中「（の下に「最初の」を、「の時」の下に「（対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について、当該贈与の時前に法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該非上場株式等の取得をしている場合には、最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の時。次号及び第二十三項において同じ。）」を加え、同項第二号中「含み、」の下に「最初の」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項第一号イ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「贈与時特例受贈株式等」を「贈与時対象受贈株式等」に改め、同項第二号イ中「第二十六項」を「第二十七項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号ロ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「第二十六項」を「第二十七項」に、「第二十九項」を「第三十項」に、「贈与時特例受贈株式等」を「贈与時対象受贈株式等」に改め、同項第三号イ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「第二十七項」を「第二十八項」に改め、同号ロ中「贈与時特例受贈株式等」を「贈与時対象受贈株式等」に、「第二十八項」を「第二十九項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第四号イ中「第二十八項」を「第二十九項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号ロ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「贈与時特例受贈株式等」を「贈与時対象受贈株式等」に改め、同項第五号イ中「第二十九項」を「第三十項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号ロ中「贈与時特例受贈株式等」を「贈与時対象受贈株式等」に改め、同項第六号イ中「第三十項」及び「同項」を「第三十一項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号ロ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「第三十項」を「第三十一項」に、「贈与時特例受贈株式等」を「贈与時対象受贈株式等」に改め、同項第七号イ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「第三十一項」を「第三十二項」に、「贈与時特例受贈株式等」を「贈与時対象受贈株式等」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十四項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十四項及び第十六項」を「第十五項及び第十七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六項各号」を「第七項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同